

御浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年度温室効果ガス排出量について

1 計画目的

御浜町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減目標やその方策について示した「御浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和5年12月に策定しました。

一方で、政府では平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、新たな目標として「2030（令和12）年度温室効果ガス削減46%（2013（平成25）年度比）」が設定されています。

また、御浜町においても、近年、庁舎照明のLED化や、庁用車のハイブリッド車及び電動車の導入など、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めつつあります。

2 計画期間

本計画の期間は、2013（平成25）年度を基準年度として、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

なお、2026年度に第6次御浜町総合計画後期計画に合わせ、必要に応じて、見直し、修正を行うこととします。

3 削減目標

温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに、基準年度2013（平成25）年度比で46%削減することを目標としています。

4 温室効果ガスの排出算定方法

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。温室効果ガス排出量の算定方法は次のとおりです。

<算出式>

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{排出原因活動の活動量} \times \text{排出係数}$$

5 計画対象施設

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、町の組織及び施設における全ての事務及び事業を対象とします。

令和6年度 温室効果ガス排出量について

令和6年度（2024年度）の御浜町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、

1, 428.60 t-CO₂ です。

基準年度比で -7.40% です。

施設別温室効果ガス排出状況

対象施設分類	排出量 (t-CO ₂)		基準年度比
	2013年度 (基準年度)	2024 年度	
集会施設(市民文化系)	1.09	0.47	-56.90%
博物館等	0.00	0.00	-
集会施設(社会教育系)	63.62	71.92	13.00%
スポーツ施設	5.25	1.72	-67.20%
観光・レクリエーション施設	0.62	12.24	1874.20%
産業施設	9.06	5.12	-43.50%
小学校	59.10	91.58	55.00%
中学校	74.49	56.79	-23.80%
その他教育施設	21.78	58.65	169.30%
保育所	52.42	54.26	3.50%
幼児・児童施設	5.41	8.46	56.40%
福祉施設	81.04	118.92	46.70%
医療施設	6.04	5.27	-12.70%
庁舎	149.61	195.87	30.90%
消防施設	12.71	10.64	-16.30%
公営住宅	0.30	3.13	943.30%
水道施設	600.72	429.58	-28.50%
下水道施設	150.85	98.69	-34.60%
その他供給施設	0.89	2.63	195.50%
その他施設	0.10	0.10	0.00%
街路灯・信号機等	153.86	97.52	-36.60%
自動車	93.50	105.04	12.30%
総排出量	1,542.45	1,428.60	-7.40%

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

令和6年度温室効果ガス総排出量が基準年度と比較して減少した理由

令和6年度において、温室効果ガス総排出量は基準年度（平成25年度）と比較して7.4%の減少となりました。

減少の要因は、温室効果ガス排出の約79%のウェイトを占めている電気使用量の排出係数が下がったことです。電気使用量は節電意識の浸透やLED照明の導入により横ばいとなっていますが、日本国内における一部の原子力発電所稼働再開や、再生可能エネルギー由来電力等の増加により、発電時の温室効果ガスの減少が原因で排出係数が下がっています。